

上勝町本人通知制度事前登録申請書

上勝町長 宛

上勝町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

申請年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

登録者本人	フリガナ		連絡先 (電話番号)	—	—	
	申請者氏名 (通知対象者)	⑩		※昼間に連絡がとれる電話番号を記入してください		
	生年月日	年	月	日	性別	男・女
	現住所	(〒 _____) ※住所は住民票登録地を記入してください。				

通知を希望する証明書に☑をしてください。

通知対象証明書	<input type="checkbox"/> 住民票（除票を含む）の写し	住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同じ
	<input type="checkbox"/> 住民票（除票を含む）記載事項証明書	住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同じ
	<input type="checkbox"/> 戸籍（除票を含む）の附票の写し	本籍
	<input type="checkbox"/> 戸籍（除籍を含む）の謄本・抄本	筆頭者 本籍
	<input type="checkbox"/> 戸籍（除籍を含む）記載事項証明書	筆頭者 本籍

※代理人による申請の場合は、以下の欄も記入してください。

代理人	フリガナ		連絡先 (電話番号)	—	—	
	代理人氏名	⑩		※昼間に連絡がとれる電話番号を記入してください		
	生年月日	年	月	日	性別	男・女
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者の現住所と同じ (〒 _____) ※住所は住民票登録地を記入してください。				
	登録者との関係	1. 法定代理人 <input type="checkbox"/> 親権者 () <input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> その他 () 2. その他の代理人 ()				

※以下の欄は記入しないでください。

本人確認	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人	受付	入力		名簿
	1点 <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証 <input type="checkbox"/> その他 ()		住民票	戸籍 除籍	
確権 認限	2点 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他 ()	日付			
	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()	担当			
世帯番号		宛名番号			

注 意 事 項

- 1 この制度は、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的とし、証明書を第三者に交付したときに、事前登録した者(以下「登録者」という。)に対してその交付した事実を通知する制度です。なお、この制度が利用できるのは、事前登録者に限り通知の対象は事前登録者の住民票の写し等を交付した場合に限ります(同一の住民票等に記載のある者であっても、事前登録をしていなければ対象となりません。)
- 2 対象となる証明書
 - (1)住民票の写し(除票、改製原を含む)
 - (2)住民票記載事項証明書(除票、改製原を含む)
 - (3)戸籍の附票の写し(除票、改製原を含む)
 - (4)戸籍謄本・抄本(除籍、改製原を含む)
 - (5)戸籍記載事項証明書(除籍、改製原を含む)
- 3 第三者とは、本人以外の者です。
 - (1)住民票関係…同一の世帯に属する者以外
 - (2)戸籍関係…戸籍に記載のある者、その配偶者、その直系親族以外
 - (3)本人等の代理人
 - (4)個人、法人、八士業(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士)
※ただし、国、地方公共団体の機関は含まれません。
- 4 第三者に登録者に係る証明書を交付したときは、登録者に上勝町住民票の写し等交付通知書(以下「通知書」という。)を送付します。
- 5 通知書は、登録者に係る証明書を第三者に交付した場合に限り送付します。登録者と同一の世帯又は戸籍に属する者であっても登録をしていなければ、通知の対象とはなりません。
- 6 通知する内容は、①証明書の交付年月日、②交付した証明書の種別、③交付通数及び④第三者の種別(本人等の代理人、本人等以外の者)です。交付請求者の個人に関する情報(住所、氏名)を通知することはできません。
- 7 登録に必要な場合、住民票や戸籍等の内容を調査することがありますのでご了承ください。
- 8 住所、氏名等登録した内容に変更が生じた場合は、変更の届出が必要です。なお、以下の事由に該当した場合には登録を廃止しますのでご注意ください。
 - (1)死亡、失踪宣告、国外転出、居所不明等により登録者の住民票が消除されたとき。
 - (2)郵送した本人通知書等が返戻されるなど、登録者の住所が明らかでなくなったとき。
- 9 登録期間は、申請した日の翌日から廃止等の申出があるまでとします。登録日は原則、申請した日の翌日となりますが、申請内容の審査に時間を要する場合は遅れることがあります。
- 10 本人通知制度は、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止を目的とする制度です。これ以外の目的でこの制度を利用しないことに同意の上、事前登録の申請をしてください。